



# 一人親方労災保険 (運送業)

軽貨物運送  
バイク使  
個人タクシー等

ご存じですか？独立ドライバーも労災保険に特別加入できる制度があります！！

労災保険は労働者災害補償保険法に基づき政府が管理運営している保険制度です

## ①業界最安クラスの コストパフォーマンス！

入会金なし！保険料を含めた  
月換算の負担額は**3,432円**～と  
驚きのコストパフォーマンス！

※費用は年度一括払いとなります。

## ②来所不要の カンタン手続き！

郵送にてお手続きが出来るので、  
貴重なお時間を頂けません！

不明点は**電話やメール**でサポート！  
※対面手続きも可能です

## ③会合、集会 役員や係当番制なし！

当事務所では、わずらわしい  
会合や係当番制は**一切ありません**

そして、社会保険労務士事務所と  
税務会計事務所を併設！

労災保険は本来、事業に雇用され給与制で働く労働者（従業員）が、業務中で災害（ケガや病気）にあった場合に保険給付を行うものです。

しかし、請負関係で働く一人親方（独立ドライバー）は**労働者ではないため**、原則として業務委託元等の会社が加入している労災保険では保護されません。

労働者に準じて労災給付を受けるためには、自身で**一人親方労災に特別加入**しておく必要があります。

## ご加入開始される月別及び選択する基礎日額別の費用表（一人親方）

加入開始月	4月 (12カ月分)	5月 (11カ月分)	6月 (10カ月分)	7月 (9カ月分)	8月 (8カ月分)	9月 (7カ月分)
日額3,500円	41,244円	37,812円	34,368円	30,936円	27,492円	24,060円
日額5,000円	47,820円	43,824円	39,840円	35,856円	31,872円	27,888円
日額10,000円	69,720円	63,900円	58,092円	52,284円	46,476円	40,668円
加入開始月	10月 (6カ月分)	11月 (5カ月分)	12月 (4カ月分)	1月 (3カ月分)	2月 (2カ月分)	3月 (1カ月分)
日額3,500円	20,616円	17,184円	13,740円	10,308円	6,864円	3,432円
日額5,000円	23,904円	19,920円	15,936円	11,952円	7,968円	3,984円
日額10,000円	34,860円	29,040円	23,232円	17,424円	11,616円	5,808円

- 費用例として選択者の多い日額3,500円、5,000円、10,000円の3パターンを平成30年度現在の保険料率、税率で計算。
- 上記の金額は保険料及び会費、消費税が含まれた今年度必要費用の総額となっております。
- 上記3パターンの給付基礎日額以外にも3,500円～25,000円の中で選択する事が可能です。
- 選択する日額による補償内容の違いや詳細については裏面の解説をご参照ください。
- 保険年度は4月から翌年3月となります。お支払いは年度残月分を一括払いとなります。



裏面もチェック→

些細な事でも  
お気軽に  
お問合せ下さい！

経営管理協会／(一)労務管理サポートセンター／独立ドライバー保険組合  
～労災保険・雇用保険・労災特別加入・一人親方労災保険(建設業・運送業)～  
社会保険労務士事務所(健康保険・厚生年金)・税務会計事務所 併設

〒336-0967 埼玉県さいたま市緑区美園6-8-10

TEL 048-812-0003 / 048-711-5600 FAX 048-812-0004



- 一人親方（独立ドライバー）とは・・・労働者を雇用せず、一人で仕事を請負う事業主
- 労働者（従業員）とは・・・事業に雇用され労働の対価として賃金（給与）を受ける者

### 業務委託元

（業務依頼主、荷主、上請会社、FC本部等）

#### ◆雇用関係◆

労働者（従業員）  
勤めている会社の  
労災保険で補償される

#### ◆請負関係◆

一人親方（独立ドライバー）  
従業員ではないので、  
委託元の労災は使えない

労働者に準じて一人親方が給付を受けるためには、自身で**労災保険に特別加入**しておく必要があります。

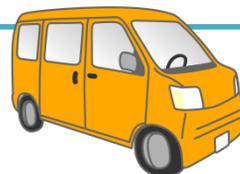
一人親方労災保険への特別加入は、**当組合のような一人親方労災保険の組合、団体にて申込み**が必要です。

### 運送事業一人親方 労災保険特別加入者の範囲

下記のいずれかに該当し常態として一人親方として事業を行う方

自動車を使用して行う旅客または貨物の運送事業一覧（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）

- ①道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ②貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業者の許可を受けた者
- ③事業の実態が運送の事業に該当し土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法の適用を受ける者
- ④貨物自動車運送事業法第36条の**貨物軽自動車運送事業**の届出を行った者
- ⑤自ら保有する二輪の自動車を、**バイク便事業者**に持ち込んで、当該バイク便事業者※に専属して貨物を運搬する者であって、道路運送法第78条第3項の有償運送の許可を受けた者（※④のうち二輪自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者）
- ⑥原動機付自転車を使用して行う貨物運送事業を行う者



### 一人親方労災の主な補償・給付について

業務災害のうち、一定の要件を満たすものに労災保険から給付が行われます。

給付が認められる場合、**業務上での負傷等の治療は無料**で受けられます。※療養（補償）給付

労務不能により休業した場合は、給付基礎日額の80%（特別支給金含む）が休業（補償）給付として、休業4日目から受けられます。

また、障害が残ってしまった場合や、不幸にもお亡くなりになってしまった場合などは、障害等級や遺族の構成に応じて年金または、一時金が支給されます。

### 一人親方労災の費用について

労災保険の保険料は、国で定められた全国统一の保険料率（12/1000）と、給付基礎日額を用いて計算します。給付基礎日額とは、保険給付額を計算する際の基礎となるもので、3,500円～25,000円の中から選ぶ事ができます。

休業（補償）給付や障害（補償）給付、遺族（補償）給付などは、**給付基礎日額を高く設定すれば、給付額も高くなります**が保険料も高くなります。病院での労災治療は選択した日額に関係なく無料で受けられます。当事務所では、わずらわしい会合や集会、**役員などの係当番制は一切ありません**。

### 手続必要物

- ・運転免許証コピーまたは住民票
- ・事業実態確認書類（営業許可証、運送事業の届出書などのコピー）
- ・認印（シャチハタ不可）
- ・銀行届出印
- ・自動引落しに使用する銀行内容（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人名）